

住宅リフォーム ブロック塀などの塀撤去

にかかる費用の補助制度

町民の皆さんの住環境の向上と道路の安全性の確保を目的として、町内業者に依頼して行う住宅リフォーム工事およびブロック塀などの塀の撤去にかかる費用の一部を助成します。

受付開始 令和6年5月10日(金)

募集件数 先着20件

募集要件

申請できる方

- ①坂城町に住民登録のある方
- ②対象となる住宅またはブロック塀等の所有者
- ③町税などの滞納がない方

対象となる住宅

- 町内にある個人住宅で、
- ①自己または家族の居住に供する住宅
 - ②店舗併用住宅などの住宅部分

施工者の要件

町内に本社のある住宅関連業者
(個人事業者を含む)

対象工事費

20万円以上（住宅リフォームのみ）

補助額

- リフォーム工事の対象経費の20%以内(限度額5万円)
- ブロック塀などの塀の撤去工事費の2分の1以内(限度額5万円)

工事の着工

補助金の交付決定後に着工してください。

工事の完了

令和7年3月21日までに完了のうえ、実績報告書を提出してください。

その他

- 住宅用火災警報器が設置されている住宅、またはリフォーム工事に併せて設置する住宅を補助対象とします。ただし、火災警報器の器具代は補助対象となりません。
- 下水道供用開始区域で、下水道接続されていない場合は接続してください。
- 過去に同様の補助金等の交付を受けていない住宅が対象です。
- 他の補助制度の対象となっていない住宅に限ります。
- 塀などの撤去は、建築基準法施行令を遵守して作られた塀の撤去工事に限ります。

※その他要件がありますので、詳しくは町ホームページをご覧ください。下記問い合わせ先で確認ください。

住宅リフォーム
について



ブロック塀等撤去
について



住宅リフォーム補助事業の対象工事

個人住宅の修繕・補修・模様替え・同一棟の増築・一部改築・設備改善工事など（下記工事例を参考にしていただき、詳しくはお問い合わせください。）

◎対象となる工事例

- ・同一棟の増築工事
- ・一部改築工事
- ・屋根、外壁の改修工事
- ・サンルーム、バルコニーの増築
- ・窓ガラス、サッシ、網戸、雨戸の修繕、設置工事
- ・床、壁、天井材の張替え工事
- ・システムキッチン、床暖房工事
- ・浴室、ユニットバス、トイレ設置工事

×対象とならない工事例

- ・工事に係る設計費等
- ・家電、家具などの物品の購入費
- ・同一棟でない物置、車庫などの設置工事
- ・カーポート、物置、ウッドデッキ設置工事

◎問い合わせ先 建設課管理係 ☎82-3111(内線175) 直通75-6208